（災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置）

第六条　国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、特定被災地方公共団体である市町村以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請及びこれに係る費用の負担、国有地の貸与、私人が所有する土地の借入れ等の促進、災害廃棄物の搬入及び搬出のための道路、港湾その他の輸送手段の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　国は、災害廃棄物の再生利用等を図るため、東日本大震災からの復興のための施設の整備等への災害廃棄物の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　国は、災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

4　国は、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者等に関し、石綿による健康被害の防止その他の労働環境の整備のために必要な措置を講ずるものとする。

5　国は、海に流出した災害廃棄物に関し、その処理について責任を負うべき主体が必ずしも明らかでないことに鑑み、指針を策定するとともに、早期に処理するよう必要な措置を講ずるものとする。

6　国は、津波による堆積物その他の災害廃棄物に関し、感染症の発生の予防及び悪臭の発生の防止のために緊急に必要な措置を講ずるとともに、早期に、必要に応じ無害化処理等を行った上での復旧復興のための資材等としての活用を含めた処理等を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

（事務の委任）

第七条　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第四条に規定する事務を地方環境事務所長に委任することができる。

（政令への委任）

第八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　国は、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

環境大臣　江田　五月
内閣総理大臣　菅　直人

告示

○法務省告示第三百九十七号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年八月十八日

法務大臣　江田　五月

認証紛争解決事業者の名称
埼玉県社会保険労務士会
変更前の住所
さいたま市浦和区高砂三丁目十番四号八千代ビル五階
変更後の住所
さいたま市浦和区高砂一丁目一番一号朝日生命浦和ビル七階
変更年月日
平成二十三年七月十九日

○財務省・農林水産省告示第十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月十八日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「年一分五厘」を「年一分四厘」に、「年一分六厘五毛」を「年一分五厘五毛」に、「年二分六厘五毛」を「年二分五厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五毛
十三年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分二厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分三厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分四厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五毛
十三年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分二厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分三厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分四厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月十八日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・七五パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月十八日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・七五パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百七十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年一分五厘」を「年一分四厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。